

## 男鹿市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象および限度額その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽：浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽：し尿と雑排水を伴わせて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流先のBOD 20mg/l（日間平均値）以下の機能を有するもので、市が補助対象と認める機種をいう。

ただし、10人槽以下の合併処理浄化槽にあつては、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け、衛浄34号・厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。

また、平成20年3月25日告示の「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内においては、総窒素濃度が20mg/l以下の機能を併せ持った機種（高度処理型浄化槽）をいう。

- (3) 専用住宅：主に居住を目的とする住宅で、店舗等併用住宅、賃貸住宅、一戸建建売住宅等を含む。

(補助金の交付対象)

**第3条** 市長は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項により下水道事業の認可を受けた区域並びに農業集落排水事業および漁業集落排水事業の認可を受けた区域を除いた地域内において、（ただし、認可を受けた区域であっても当分の間整備の見込まれない地域については、この限りではない。）専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

また、平成20年3月25日告示の「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内においては、総窒素濃度が20mg/l以下の機能を併せ持った機種（高度処理型浄化槽）を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 市税を滞納していない者であること。

(補助金の限度額)

**第4条** 前条に規定する補助金の限度額は、次のとおりとする。

人 槽 区 分	限 度 額
5 人槽	390 千円
6 ~ 7 人槽	474 千円
8 ~ 10 人槽	660 千円

高度処理型浄化槽

人 槽 区 分	限 度 額
5 人槽	408 千円
6 ~ 7 人槽	492 千円
8 ~ 10 人槽	684 千円

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の住所および案内図
- (3) 住宅等を借りている者は、貸借人の承諾書
- (4) 配置配管図
- (5) 見積書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

**第6条** 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した場合は補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないものと決定した場合は補助金不交付通知書（別記第3号様式）により申請者にそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請)

**第7条** 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、当該年度の1月末日までに報告してその指示を受けなければならない。

3 販売の目的で専用住宅を建築する補助対象者は、その専用住宅を取得する者が確定した場合、速やかに住宅売却届出書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第8条** 補助対象者は、補助金に係る事業完了後15日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者および浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 工事費請求書又は領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

**第9条** 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査および現地調査を行い、補助金の交付の決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第10条** 市長は、前条の確定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記第8号様式）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取り消し等)

**第11条** 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合には、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が定める条件に違反したとき。

(合併処理浄化槽の維持管理)

**第12条** 補助対象者は、補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽が正常に機能するよう適正な維持管理をしなければならない。

2 市長は、前項の合併処理浄化槽の維持管理について、必要に応じ指導を行うものとする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施行の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施工する。
- 2 改正後の要綱は、この要綱の施工の日以降後に内定したものから適用し、同日前に内定したものについては、なお従前の例による。